

補助金の交付状況に係る調書【平成29年度交付分】

補助金の名称		犬山市文化財保存事業費補助金		市の担当部課	教育部歴史まちづくり課		
				問い合わせ先	0568-44-0354		
補助金の交付を受けた補助事業者の名称		田中家住宅 はじめ2件		代表者名	各建物所有者		
関係規定	法令	文化財保護法第98条第2項		条例	犬山市文化財保護条例		
	規則等	犬山市補助金等交付規則		要綱	犬山市文化財保存事業費補助金交付要綱		
補助事業者の選定方法 (公募又は特定団体)		公募により選定		補助開始年度	平成22年度	補助終了年度 未設定	
特定団体への補助の理由 (公募で選定しない理由)		—					
市が補助金を交付する 公益上の必要性 (何をどうしたいのか)		伝統的建造物の維持保存には高額な費用が生じ、その費用が所有者の負担となっている。保存修理工事に対して文化財保存事業費補助金の交付による支援を行うことで、所有者の負担を軽減させ、伝統的建造物の取り壊しにも歯止めをかけられる。					
補助金の額 ()は一般財源の額		平成27年度実績	平成28年度実績	平成29年度実績	平成30年度予算		
		5,000,000 円	5,000,000 円	7,000,000 円	10,000,000 円		
		(2,750,000 円)	(2,750,000 円)	(3,500,000 円)	(5,000,000 円)		
市の補助金を使って 実施した事業の内容		伝統的建造物所有者が建造物の保存修理を行う場合において、その保存修理工事費に対して補助を行う					
補助金の使途		補助事業者の会計全体の決算額(支出)		—			
		うち補助事業全体の経費		7,000,000 円			
		うち補助対象経費		7,000,000 円			
		補助対象経費の内訳		田中家住宅補強		2,000,000 円	
				遠藤家住宅保存修理		5,000,000 円	
補助額の算出方法		補助率、補助額		補助対象経費の2/3以内			
		補助限度額		500万円			
		精算の有無 (変更交付)	無	その理由	補助事業主が、事業費の確定後に補助金交付申請を行うため		
補助金を交付して 市が得たメリット (何がどうなったのか)		城下町地区を中心に歴史的建造物を保存することにより、歴史的な町並みの保存を図るとともに市の歴史的風致を維持向上させる。					
その他参考事項		補助事業者の会計全体の余剰額(繰越額)		—			
		うち補助事業全体の余剰額(繰越額)		—			
		補助事業者が補助金とは別に市から委託業務を請け負っているかの有無				—	

※平成29年度の実績に基づき作成しています。